国際調査機関 ＩＮ	インド特許庁	附属書 Ｄ ＩＮ
次の受理官庁を管轄する 国際調査機関	ＩＮ，ＩＲ，ＪＰ	
国際調査機関に支払う手数料：		
調査手数料（ＰＣＴ規則16）[1]	スイス・フラン（CHF） 102 ユーロ（EUR） 108 インド・ルピー（INR） 10,000 日本円（JPY） 17,600 米国・ドル（USD） 119	(25)[2] (27)[2] (2,500)[2] (4,400)[2] (30)[2]
追加の調査手数料（ＰＣＴ規則40.2）[3]	INR 10,000	(2,500)[2]
国際調査報告に列記された文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則44.3）	１頁につき INR 10	
国際出願の一件書類中の文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則94.1の3）	１頁につき INR 10	
異議申立手数料（ＰＣＴ規則40.2(e)）	INR 4,000	(1,000)[2]
遅延提出手数料（ＰＣＴ規則13の3.1(c)）	INR 4,000	(1,000)[2]
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 国際調査の開始前にＰＣＴ第14条(1)，(3)又は(4)の規定により，国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100％払戻し 国際出願について優先権が主張されている出願について当該国際調査機関が既に行った先の調査から同機関が利益を得る場合：先の調査から同機関が得る利益の程度に応じて，25％から50％払戻し	
国際調査のために受理する言語	英語	

［次頁に続く］

1 この手数料は，受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち１つ）で受理官庁に支払う。

2 括弧内の額は自然人，新興企業，小企業，教育機関による出願に適用される。

3 この手数料は，特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。

ＩＮ	インド特許庁（続き）	ＩＮ
国際出願が，この国際調査機関が既に調査した先の出願から優先権を主張している場合，国際調査機関は先の調査結果に関する非公式コメントを認めるか？	認めない	
ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の提出用に認められる物理的媒体の種類	配列表全体を印字することができ，それを特定するデータを，単一の磁気ディスク，CD-ROM，CD-R，DVD又はDVD-Rに，単一のテキストファイルで収める	
調査しないこととしている対象	ＰＣＴ規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし，インドの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
委任状の提出要件の放棄		
国際調査機関は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	国際調査機関に問合せされたい	
国際調査機関は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	国際調査機関に問合せされたい	